

自動車事故防止対策の見える化

安全運転の心得 7か条

はじめに...

水を「創る」「磨く」「飲む」
水ing

加害・単独の自動車事故“ゼロ”を目指し、安全運転で業務に精励するために、以下の安全運転の心得七箇条を厳守してください。

- 第一条 飲酒運転は絶対にしません … 5
- 第二条 安全速度・交通法規を順守します … 6
- 第三条 安全運転を徹底します … 8
- 第四条 苦手の運転操作には細心の注意を払います … 13
- 第五条 運転マナー向上に努めます … 15
- 第六条 エコドライブを心がけます … 16
- 第七条 (万が一のときは) … 18
事故・故障時の対応を迅速に行います

社用車だけでなく、
会社の許可を得て通勤に使用している自家用車や、レンタカーも同様です。

安全運転宣言

安全運転宣言

水ing 株式会社

私たちは、加害・単独の自動車事故“ゼロ”を目標とし、安全運転で業務に精励することを宣言いたします。(通勤利用も同様)

「水ing安全運転の心得七箇条」を励行します。

第一条 飲酒運転は絶対にしません。

第二条 安全速度・交通法規を遵守します。

第三条 安全運転を徹底します。

第四条 苦手の運転には細心の注意を払います。

第五条 運転マナー向上に努めます。

第六条 エコドライブを心がけます。

第七条 (万が一のときは)事故・故障時の対応を迅速に行います。

支店・営業所・部署名: _____

※社員・嘱託社員・派遣社員・契約社員等問わず水ingに勤務する全ての方が対象です。

当社は、37の支店・営業所・事務所や出張所があり、約300の拠点を運営、維持管理を実施しています。多くの拠点があるため、全社員（社員約3,000人超）の集合教育の実施が非常に困難です。

そのため、社内イントラネット、統一資料による教育等により、全社への周知、情報の共有等を図っています。

安全運転や交通マナー、エコドライブの徹底を再認識すべく、水ing全社を挙げての「安全運転活動」を実施しており、以下の「見える化」の活動を行っています。

1. 安全運転活動内容
2. 自動車事故防止対策の日常の取組
3. 環境安全推進大会における周知

1. 安全運転活動内容

- (1)2012年秋「飲酒運転根絶宣言」に署名
安全運転教育を受けた後、「飲酒運転根絶宣言」に署名をして、
全社員で共有。
- (2)2013年春「社長メッセージ」、「安全運転の心得7箇条」
安全運転の徹底に関する「社長メッセージ」と共に部門ごとに
安全運転教育を添付「安全運転の心得7箇条」を教材とし、実
施しています。運転時に注意すべきことを社内全体で共有して
います。
安全運転教育を受けた後、「安全運転宣言」に署名をして、全
社員で共有しています。

(1)2012年秋「飲酒運転根絶宣言」に署名

安全運転教育を受けた後、「飲酒運転根絶宣言」に署名をして、社内イントラネットで公開し、全社員で共有しています。



運転免許証の有無に関係無く社員全員で、飲酒運転根絶を誓い、地域の皆様に信頼される運転マナーを実践していきます。

飲酒運転根絶宣言
水ing 株式会社

私たちは、飲酒運転を根絶するため、以下のとおり宣言いたします。

- ◎ 運転するなら、酒を飲まない
- ◎ 酒を飲んだら、運転しない
- ◎ 運転する人に、酒を飲ませない
- ◎ 酒を飲んだ人に、運転させない

支店・営業署・部署名: _____
※社員・嘱託社員・派遣社員・契約社員等問わず水ingに勤務する全ての方が対象です。

(2)2013年春 「社長メッセージ」、「安全運転の心得7箇条」

安全運転の徹底に関する「社長メッセージ」と共に、「安全運転の心得7箇条」を社内イントラネットで公開、全社で共有し、全従業員に対し、交通安全教育を実施。

「安全運転の心得7箇条」
の見える化

安全運転宣言

水ing 株式会社

私たちは、加害・単独の自動車事故“ゼロ”を目標とし、安全運転で業務に精励することを宣言いたします。(通勤利用も同様)

「水ing安全運転の心得7箇条」を励行します。

第一条 飲酒運転は絶対にしません。

第二条 安全速度・交通法規を遵守します。

第三条 安全運転を徹底します。

第四条 苦手な運転には細心の注意を払います。

第五条 運転マナー向上に努めます。

第六条 エコドライブを心がけます。

第七条 (万が一のときは)事故・故障時の対応を迅速に行います。

支店・営業所・部署名: _____

※社員・嘱託社員・派遣社員・契約社員等問わず水ingに勤務する全ての方が対象です。

安全運転の心得7箇条(抜粋)

水と環境をいつまでも、支え続ける会社でありたい

1328710112501 Rev.1

安全運転の心得

2013年9月17日

水ing株式会社

水ing

All rights Reserved by Swing Corporation

はじめに...

水を「創る」「磨く」「営む」

水ing

加害・単独の自動車事故“ゼロ”を目指し、安全運転で業務に精励するために、以下の安全運転の心得七箇条を厳守してください。

- 第一条 飲酒運転は絶対にしません ... 5
- 第二条 安全速度・交通法規を順守します ... 6
- 第三条 安全運転を徹底します ... 8
- 第四条 苦手な運転操作には細心の注意を払います ... 13
- 第五条 運転マナー向上に努めます ... 15
- 第六条 エコドライブを心がけます ... 16
- 第七条 (万が一のときは) ... 18
事故・故障時の対応を迅速に行います

社用車だけでなく、会社の許可を得て通勤に使用している自家用車や、レンタカーも同様です。

第一条 飲酒運転は絶対にしません

水を「創る」「磨く」「営む」

水ing

飲酒運転は運転者にも周囲の人にも
厳しい罰則が設けられています！

飲酒運転の代償が大きいことを体験してからでは遅いのです。事故で失うものは、被害者の「大事な命」だけではありません。「家族」「お金」「社会的地位」等、計り知れません。あなただけでなく、周りの人の一生も台無しにしてしまいます。

■運転者、車両提供者に対する罰則
酒酔い運転・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



アルコールの影響で、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、**最長20年の懲役**を科せられます。

また、**二日酔い**のまま、運転することも絶対にいけません。アルコールの1単位(右絵参照)のアルコールを処理するためには**4時間必要**とされています。翌朝運転予定のある方は、飲酒しないか、20時頃には飲酒をやめましょう。



会社として厳しく罰します

警視庁HP 交通安全ページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/sub2.htm>
NCS道路交通安全マネジメントセミナー 資料

第二条 安全速度・交通法規を遵守します

水を「創る」「磨く」「営む」

水ing

1. 速度超過

最高速度が指定されている区間では、その速度に従わなければいけません。速度指定がない場合は、法定速度で走行しましょう。特にETCレーン(20km/h以下)、道路工事による速度規制時等は十分減速しましょう。

2. すべての座席のシートベルト着用

交通事故の際に社外放出などの危険があります。すべての座席でシートベルトを着用しましょう。



3. 放置・駐停車違反

道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分に駐停車してはいけません。また、車庫の出入口から3m以内の部分に駐車することも禁止されています。

4. 運転中の携帯電話等の使用禁止

運転中の携帯電話やカーナビゲーションの操作は禁止されています。また、それらを注視しながらの運転も禁止です。必ず停車してから操作等するようにしましょう。



2. 自動車事故防止対策の日常の取組

(1) 規定類

- ・社用自動車運用規定
 - ・自動車事故報告マニュアル
- を社内イントラネットで公開し、いつでも確認可能



規定類の見える化

(2) 自動車事故報告

事故発生



「速報メモ」による報告 (まず第一報!)



「正式報告書、原因分析シート」による詳細の報告、
事故原因の分析、再発防止策

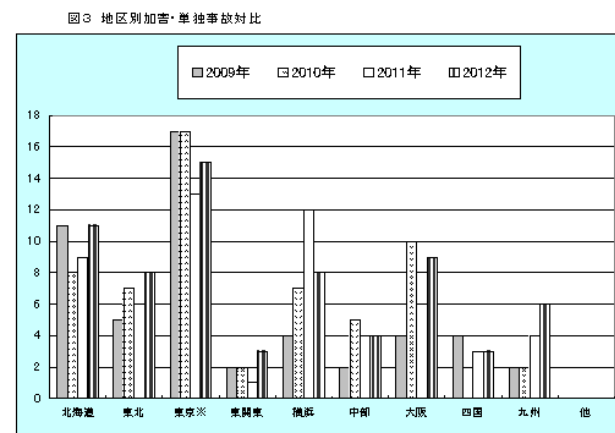
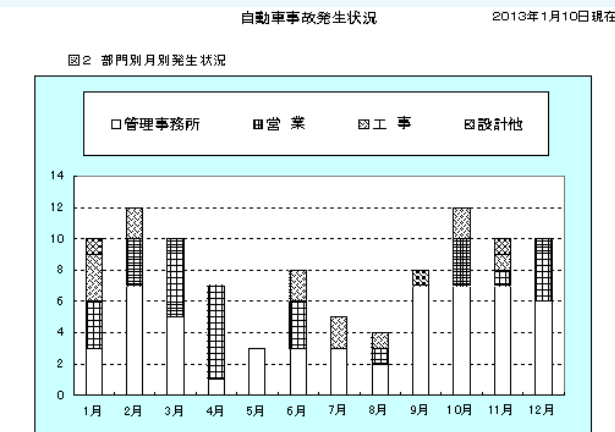
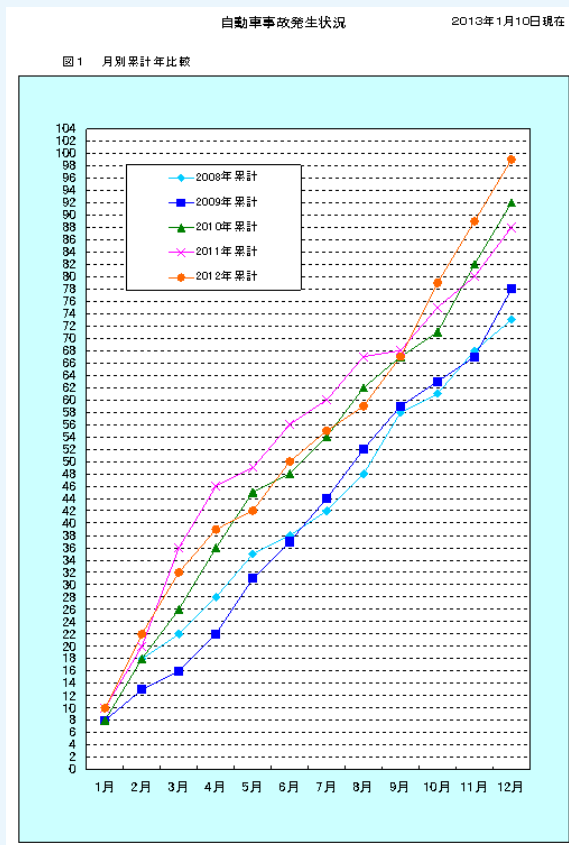


「最終報告書」によるケガ等の治癒、破損部分の修理
完了の確認

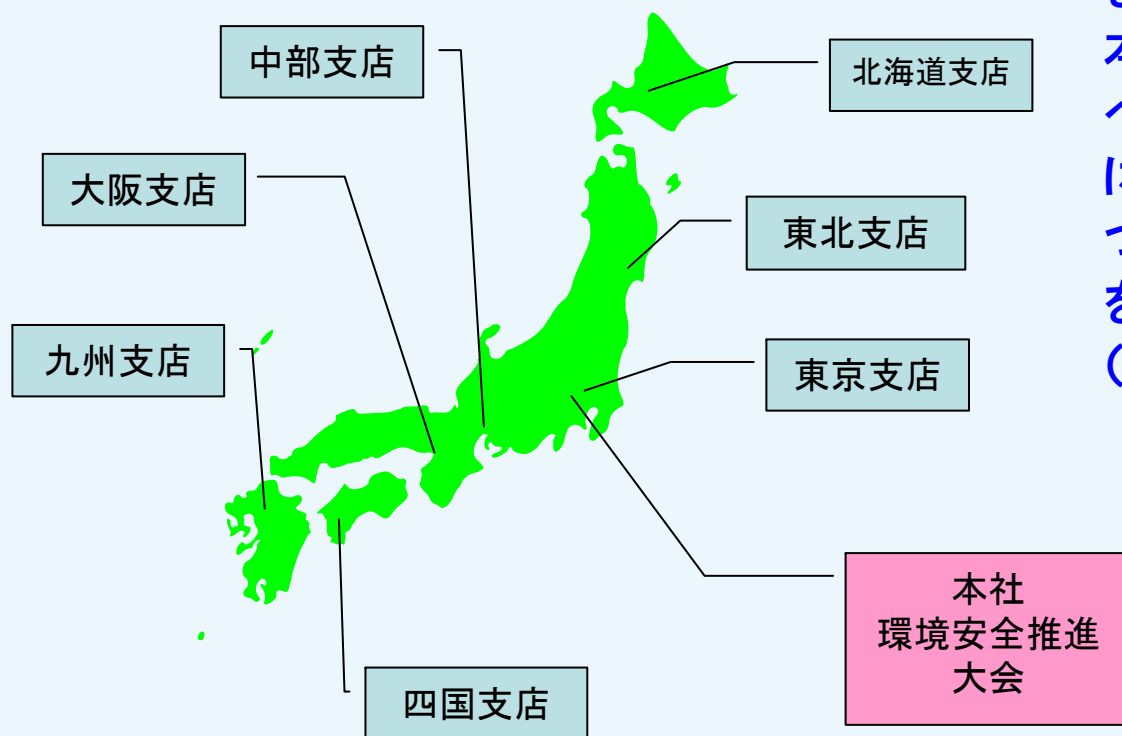


事故発生状況等の見える化
安全衛生委員会での協議
事故発生状況、再発防止策等
の社内への周知

事故発生状況を社内イントラネットで見える化しています



環境安全推進大会による「見える化」



当社では、毎年環境安全推進大会を開催しています。

本大会→地区大会(全国7箇所)へと展開し、その際に自動車事故についても発生状況や再発防止について周知し、「見える化」の活動をしています。

(下は本社の大会の様子です)

